

鳥取県手話検定等受験料助成事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則(昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。)を遵守し、同規則第4条の規定に基づき、鳥取県手話検定等受験料助成事業費補助金(以下「本補助金」という。)の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、県民、県民で構成する団体又は県内の企業、社会福祉法人、特定非営利活動法人その他の事業者が負担する手話検定等受験料に支援を行うことによって、手話の普及を行い、誰もが暮らしやすい共生社会の実現を目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会は、前条の目的を達成するため、同表の第1欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、別表の第2欄に掲げる経費(以下「補助対象経費」という。)の額(仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。)を除く。)から補助事業に伴う収入(本補助金を除く。)の額を控除した額に、同表の第3欄に定める率(以下「補助率」という。)を乗じて得た額以下とする。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、毎年度2月末日までに行わなければならない。

- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。
- 3 規則第5条の申請書には、前項に定めるもののほか、補助事業の実施を証する受験票その他の書類の写し、支出額を証する領収書その他の書類の写し及び口座振込依頼書(様式第2号)を添付しなければならない。
- 4 本補助金の交付を受けようとする者が未成年者である場合は、前項に定めるものに加え、法定代理人の同意書(様式第3号)を添付しなければならない。
- 5 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額(以下「仕入控除税額を含む額」という。)の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、規則第18条第1項の規定による交付額の確定と併せて、原則として、交付申請を受けた日から起算して30日以内に行うものとする。

- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第4号によるものとする。
- 3 県社協会長は、前条第5項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。

(実績報告の省略等)

第6条 規則第17条第1項の規定による報告は、本補助金の交付申請をもって代えるものとする。

2 本補助金の交付を受ける者は、本補助金の額の確定の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が本補助金の額の確定額に係る仕入控除税額を超えるときは、様式第5号により速やかに県社協会長に報告し、県社協会長の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県社協に返還しなければならない。

(雑則)

第7条 規則及びこの交付要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は県社協会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月28日から施行し、平成31年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年11月26日から施行し、令和2年度事業から適用する。

別表（第3条関係）

1 補助事業者	<p>(1) 社会福祉法人全国手話研修センターが行う手話検定試験又は特定非営利活動法人手話技能検定協会が行う手話技能検定（以下「手話検定等」という。）を受験する県民（鳥取県内に居住する者に限る。以下同じ。）</p> <p>(2) 手話検定等を受験する県民で構成する団体</p> <p>(3) 手話検定等を受験する者が所属する鳥取県内に事業所を置く企業、社会福祉法人、特定非営利活動法人その他の事業者</p>
2 補助対象経費	手話検定等受験料（申請年度の12月までに受験したもの及び申請年度の前年度の1月から3月に受験したものに限る。）
3 補助率	1 / 2